

京都市国土強靱化地域計画 ～ より強靱で安心・安全なまちづくりの指針 ～

1 はじめに

(1) 策定趣旨

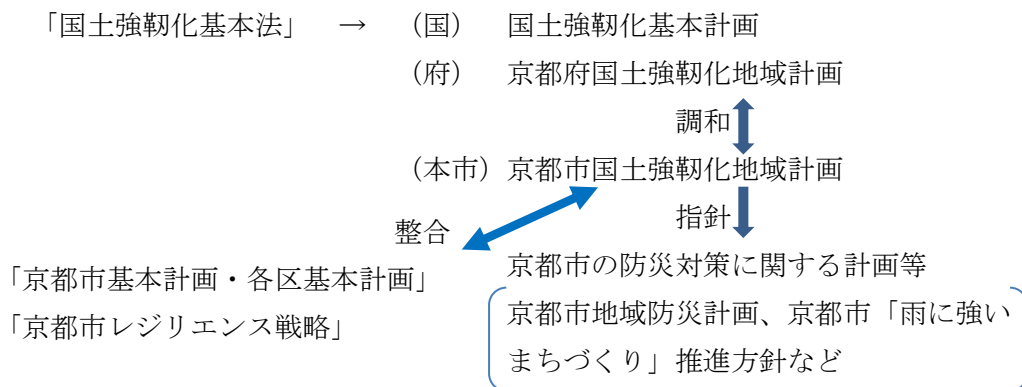
1200年を超える京都の歴史は地震災害の歴史とも言え、これまでの地震の記録等から直下型地震の活動期にあることが確認されるとともに、南海トラフ巨大地震も懸念されている。また近年、土砂災害、風水害も増加しており、防災・減災対策の充実がこれまで以上に重要となっている。

こうした中、平成25年に「国土強靱化基本法」が施行され、平成26年に国が「国土強靱化基本計画」（平成30年12月改正）を策定、京都府も平成28年に「京都府国土強靱化地域計画」（令和3年3月改正）を策定した。

本市は、自然災害や人口減少などの様々な危機に対し、粘り強くしなやかに対応し、将来にわたって人々がいきいきと暮らせる、魅力と活気に満ちた京都であり続けることを目指しており、その実現に向けた本市の防災・減災対策の指針として「京都市国土強靱化地域計画」（以下「本指針」）を策定し、より強靱で安心・安全なまちづくりを総合的、計画的に促進していく。

(2) 位置付け

本指針は、国土強靱化基本法第13条に基づく地域計画であり、国の基本計画、京都府地域計画との調和を図りつつ、本市の市政の基本方針である京都市基本計画、様々な危機への対応・克服に焦点を当てたまちづくりの取組指針である「京都市レジリエンス戦略」とも整合を図りながら策定し、「京都市地域防災計画」などの本市の国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として位置付ける。



(3) 期間

本指針は、本市の国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための方向性を示すものであることから期間は定めず、関係法令の改正、京都府国土強靱化地域計画の見直し、大規模自然災害後の検証結果等を踏まえ、必要に応じて改定する。

2 基本的考え方

(1) 「目指すべき将来のまちの姿」と基本目標

激甚化する自然災害はもとより、新型コロナウイルス感染症などの新たな感染症や原子力災害、テロ災害など、あらゆる危機から市民のいのち、くらしを守るため、市民、地域団体、事業者、行政等の多様な主体のそれぞれが的確な行動をとり、相互に連携・協働する仕組みをより強固にすることなどにより、都市のレジリエンス^{※1}を向上させ、危機にしなやかに強く対応できるまちをめざす。

その実現に向けて、国・京都府の基本目標との調和を保ちつつ、次の4点を基本目標とする。

- ① 人命の保護が最大限図られること。
- ② 都市の重要な機能が致命的な障害を受けず、維持されること。
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること。
- ④ 迅速な復旧復興に資すること。

※1 さまざまな危機からの回復力、復元力、強靱性（しなやかな強さ）を指す。国連が掲げる「持続可能な開発目標（SDGs）」で目指す方向性とも合致する。

(2) 基本的な取組方針

① 国土強靱化の取組姿勢

- ・ 京都市の強靱性を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から吟味しつつ、取組にあたること。
- ・ 短期的な視点によらず、強靱化確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念とEBPM（Evidence-based Policymaking：証拠に基づく政策立案）概念の双方を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組にあたること。
- ・ 各地域の多様性を再構築し、地域間の連携を強化するとともに、災害に強いまちづくりを進めることにより、地域の活力を高め、「自立・分散・協調」型国土構造の実現を促すこと。
- ・ 京都市のあらゆるレベルの経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること。
- ・ 市場、統治、社会の力を総合的に踏まえつつ、大局的、システムの視点を持ち、制度、規制の適正な在り方を見据えながら取り組むこと。

② 適切な施策の組み合わせ

- ・ 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策と、災害対応体制や避難体制の確保、防災訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進すること。
- ・ 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、市民、事業者、地域団体等と行政が適切に連携及び役割分担して取り組むこととし、特に重大性、緊急性、危険性が高い場合には、国と連携して中核的な役割を果たすこと。
- ・ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。

③ 効率的な施策の推進

- ・ 人口の減少等に起因する市民の需要の変化、気候変動等による気象の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念や、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること。
- ・ 既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること。
- ・ 限られた資金を最大限に活用するため、PPP／PFI による民間資金の積極的な活用を図ること。
- ・ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- ・ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること。
- ・ 科学的知見に基づく研究開発の推進及びその成果の普及を図ること。

④ 地域の特性に応じた施策の推進

- ・ 人のつながりや地域コミュニティの機能を向上するとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること。
- ・ 女性、高齢者、子ども、障害者、外国人の他、観光客等の来訪者にも十分配慮して施策を講じること。
- ・ 地域の特性に応じて、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮すること。

3 脆弱性評価

(1) 脆弱性評価の方法

基本目標に対し、8つの「事前に備えるべき目標」をかかげ、その目標の達成に向けて「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を設定。リスクシナリオごとに本市の現行の防災・減災対策を整理し、リスクを避けるための対策の有無や偏り、その進捗よく状況等を評価することによって弱点を洗い出す。

(2) 自然災害の想定

特に危惧する自然災害として次のとおり想定（本市の概況・過去の災害履歴は、最新の状況を基礎とする必要等があるため、毎年度更新している京都市地域防災計画を参照）

① 地震

- ・ 直下型地震
花折断層を震源とする直下型地震が京都市に最大被害を及ぼす地震として想定
- ・ 南海トラフ地震
南海トラフ地震は、発生した場合に京都市の一部に震度6以上となる地域があり、被害が広域かつ甚大となることを想定

② 豪雨等による土砂災害・風水害等

近年、大規模な風水害等が発生しており、今後も豪雨等による土砂災害・風水害等を危惧

(3) リスクシナリオ

事前に備えるべき①～⑧の目標ごとに、次のとおり43のリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を設定

事前に備えるべき目標	特に回避すべきリスクシナリオ	
① 直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
	1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
	1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
	1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
	1-5	近隣地域の被害が大きく、多くの市外避難者が集中し、混乱が発生する事態
② 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地における食料・飲料水等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足
	2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
	2-5	医療・保健・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
③ 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
	3-2	首都圏等での中央官庁機能の機能不全
	3-3	京都市職員・施設等の被災・感染症のまん延による機能の大幅な低下
④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
	4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

事前に備えるべき目標	特に回避すべきリスクシナリオ	
⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
	5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な被害
	5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
	5-4	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
	5-5	金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態
	5-6	食料等の安定供給の停滞
	5-7	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
⑥ ライフライン、燃料供給、関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
	6-3	下水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4	基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止
	6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	7-2	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等による広域複合災害の発生
	7-3	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
	7-4	ため池、防災インフラ、ダム等の損壊、機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
	7-5	有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃
	7-6	農地・森林等の被害による国土の荒廃
	7-7	原子力発電所の過酷事故による放射性物質の放出・拡散
	7-8	大規模災害と感染症のまん延が同時期に発生することによる社会生活機能の停止

事前に備えるべき目標	特に回避すべきリスクシナリオ	
⑧ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
	8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
	8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
	8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
	8-5	住宅再建や事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
	8-6	風評被害の信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による京都市経済への甚大な影響

(4) 脆弱性評価結果

4 3 のリスクシナリオごとに本市の現行の防災・減災対策を整理し、リスクを避けるための対策の有無や偏り、その進ちょく状況等を評価（脆弱性評価）した。（評価結果は別表のとおり）

4 国土強靱化の対応方策

(1) 施策分野

本市の各局区等が所管する業務等を勘案し、国土強靱化に関する施策分野として、次の10の個別施策分野と4つの横断的分野を設定する。

〔個別施策分野〕

- 1) 行政機能／消防等
- 2) 住宅・都市
- 3) 保健医療・福祉
- 4) 環境・エネルギー
- 5) 情報通信
- 6) 産業・観光・金融・農林
- 7) 交通・物流
- 8) 国土保全／国土利用
- 9) 首都圏バックアップ等
- 10) 伝統・文化

〔横断的分野〕

- 1) リスクコミュニケーション
- 2) 老朽化対策
- 3) 公民連携
- 4) 人材育成

(2) 施策分野ごとの対応方策

(1)に掲げる 1 4 の施策分野ごとの対応方策（施策の策定に係る基本的な指針）を示す。これらの対応方策は、第 3 章のリスクシナリオごとの脆弱性評価結果を踏まえ、「事前に備えるべき目標」に照らして必要な対応を施策分野ごとに取りまとめたものである。

※ 文中「リ○-○」は、「3 (4)脆弱性評価結果」の該当項目を示す。

例 「リ 2-4」 リスクシナリオ 2-4 の脆弱性評価結果

[個別施策分野] _____

1) **行政機能／消防等**

①庁舎等の防災活動拠点の確保・機能維持対策 リ 2-5、3-3、4-1、5-2、6-1

高い耐震性能や災害対策活動の中核機能等を備えた災害対策の拠点となる市庁舎整備とともに、消防防災通信（指令システム）維持管理の充実、市有建築物の計画的な耐震化を図るなど、庁舎等の防災活動拠点の確保・機能維持対策を実施する。

[行財政局、各局等、区役所・支所]

②災害対応の初期活動体制の整備 リ 3-3

地域防災計画に基づく災害対応組織の運営に努めるとともに、総合防災訓練、災害対策本部運用訓練、一斉防災行動訓練（シェイクアウト訓練）などの実施を通じて、災害対応の初期活動能力の維持と更なる向上を図る。[各局等、区役所・支所]

③業務継続体制の強化 リ 3-3

非常時でも優先度の高い通常業務に加え、災害応急対策業務などの非常時優先業務の選定や各業務の優先度の設定を行うとともに適宜見直しを行うなど、業務継続体制の強化を図る。[行財政局、各局等、区役所・支所]

④広域避難者等の受入体制の充実 リ 1-5

市外からの避難者とともに、市内での広域避難の受入体制（避難所等）の整備を進めるなど、広域避難者等の受入体制の充実を図る。[行財政局、都市計画局、産業観光局]

⑤受援体制の充実、連携体制の強化 リ 2-1、2-3、3-1、5-7、8-4

京都市災害時受援マニュアルに基づく受援体制の充実を図るとともに、あらかじめ取るべき防災行動を時系列で定める多機関連携型タイムライン等を通じ、自衛隊・警察・関係機関等との連携強化に引き続き取り組む。

[行財政局、文化市民局、消防局、区役所・支所]

⑥食料・飲料水等の物資の備蓄・調達、供給体制の整備推進

リ 2-1、2-2、2-4、5-4、5-6、5-7、6-4

京都市備蓄計画に基づき、被災者の特性に応じた備蓄の推進、分散備蓄・市民備蓄を引き続き進めるとともに、他自治体や関係業界等との協定締結など協力体制の整備を一層進め、緊急調達・供給体制の充実を図る。

[行財政局、文化市民局、産業観光局、上下水道局、区役所・支所]

⑦消防活動体制及び救出・救助体制の強化

リ 1-1、1-2、2-2、2-3、5-3、7-1、7-2、7-5、8-4

消防活動体制、救出・救助体制の強化を図るとともに、消防団の強化や、自主防災組織の災害対応力の充実等に取り組む。[消防局、行財政局]

⑧原子力発電所事故への対応の実効性の向上 リ 7-7

原子力災害対策に関わる計画に基づき、情報収集・連絡体制の整備、災害対策本部の設置・運営方法の整備等を進めるとともに、訓練・研修などを引き続き実施し、計画の実効性を確保する。[行財政局]

⑨大規模な災害からの復興 リ 8-2、8-5

地域の社会経済活動への影響を踏まえつつ、国や府との適切な役割分担のもと、可能な限り迅速かつ円滑に被災者の生活再建や経済の復興等を図る。[行財政局、各局区等]

重要業績指標

□ 大規模整備事業実施校数(校舎・体育館) (長寿命化改修及び防災拠点としての機能強化)	59 校 (令和 3 年度)	教育委員会
□ 京都市総合防災訓練及び各区総合防災訓練への参加人数	322 人 (令和 3 年度)	行財政局
□ 京都市備蓄計画に基づく備蓄物資整備率	アルファ化米 100%、お粥 100% 飲料水 61%、加水等が不要な食料 56%、簡易トイレ 81%、凝固剤 93% (令和 3 年度)	行財政局
□ 飲料水の備蓄率(災害時に備えた飲料水を備蓄している市民の割合)	56.3% (令和 3 年度)	上下水道局
□ 自主防災会の防災行動マニュアルに基づく訓練等の実施率	12.7% (令和 3 年度)	消防局
□ 消防団員の充足率	86.1% (令和 3 年度)	消防局
□ 避難マニュアルの検証及び原子力防災訓練の実施	2 回/年 (令和 3 年度)	行財政局

2) 住宅・都市

①住宅・建築物等の耐震化・不燃化の一層の促進 リ 1-1、1-2、7-2、8-4

「京都市建築物耐震改修促進計画」に基づき、住宅や耐震診断が義務付けられた大規模建築物、指定道路沿道の建築物及び不特定多数が利用する緊急性及び公益性が高い特定建築物の耐震化をより一層促進する。また、不特定多数の人々が集まる市街地や土地の高度利用を図るべき幹線道路沿道等においては、建築物の不燃化や防火性能の向上を促進する。[都市計画局]

②災害に強い市街地の整備推進 リ 1-1、1-2、7-1、8-4

「歴史都市京都における密集市街地対策等の取組方針」、「京都市細街路対策指針」等に基づき、京都らしさを生かしつつ、災害に強い路地やまちの実現に向け、地域とともに、防災まちづくりの活動を通して、密集市街地及び細街路の防災性向上の取組を進めるなど、災害に強い市街地の整備推進を図る。[都市計画局]

③都市安全空間（オープンスペース）の確保 リ 1-1、7-1

避難スペースとしての活用・防災機能強化、延焼遮断帯としての機能確保等のために、公園・緑地の整備、修繕及び保全等によりオープンスペースの確保を進めるとともに、広域避難場所に係る関係機関の連携体制を引き続き確保する。

[建設局、文化市民局、行財政局、消防局、区役所・支所]

④避難所運営体制の充実 リ 2-1、8-4

要配慮者にも配慮した避難所運営マニュアルに基づいた訓練等の実施、必要な物資の備蓄や迅速かつ確実に供給できる体制の構築、災害時の確実な通信手段の確保等により、避難所等の運営体制の充実を図る。[行財政局、区役所・支所]

⑤観光客を含む帰宅困難者支援対策の充実 リ 2-4

感染症や災害などの非常時における情報発信の強化や緊急避難先の拡充等、危機管理体制の強化に努める。また、災害時に関係団体等と協力して、帰宅困難者の支援を円滑に行えるよう帰宅困難者支援対策に係る協定（緊急避難広場や一時滞在施設等）の締結を進めるとともに、安全な場所に誘導、受入れ、対応ができるよう帰宅困難者対策訓練を継続的に実施するほか、災害時帰宅困難者ガイドマップ、京都市帰宅支援サイト等による情報提供の充実を図る。さらに、夜間・大雪時も含めた危機管理事案により生じた帰宅困難な方に対しても、一時的な滞在場所の拡充や鉄道事業者との連携強化など、必要な支援を円滑に提供できるよう、帰宅困難者対策を拡充する。

[行財政局、都市計画局、産業観光局]

⑥各ライフライン施設の災害予防対策の推進 リ 5-2、5-7、6-1、6-2、6-3

都市の重要なライフラインの機能を確保し、市民生活の安全を守ることに繋げるため、水道・下水道の管路や施設の耐震化、雨水幹線の整備等のハード面での対策を進めるとともに、防災訓練の実施や飲料水をはじめとする本市備蓄の推進、加えて市民備蓄の啓発等に取り組む。[上下水道局、行財政局]

⑦下水道施設の耐震化の推進 リ 2-6、6-3

特に避難所からの排水を受ける管きょや緊急輸送路下の管きょ等の耐震対策を引き続き進めるなど、下水道管路及び下水道施設の耐震化を推進する。[上下水道局]

⑧上水道施設の耐震化の推進 リ 5-7、6-2

老朽化した基幹施設の改築更新と耐震化、配水施設の更新と耐震化を進める。

[上下水道局]

⑨市民との連携協力による水の確保の推進 リ 5-7、6-2

「災害用備蓄飲料水『京のかがやき 疏水物語』」を活用した啓発等により、災害時に備えた家庭や地域での飲料水の備蓄を促進するとともに、災害時協力井戸の確保や学校のプール整備等による生活用水の確保を図る。[上下水道局、行財政局、教育委員会]

⑩生活再建等に向けた体制整備の推進 リ 8-2、8-4、8-5

住家被害認定調査や、り災証明書の交付等が迅速に遂行できる体制の整備、強化を図るとともに、避難所となった学校の早期の授業再開に向けて、防災訓練等を通じた日常的な学校と地域との連携強化を図る。

[行財政局、都市計画局、消防局、区役所・支所、教育委員会]

重要業績指標		
□ 住宅の耐震化率	90.0%（令和2年度）	都市計画局
□ 特定建築物の耐震化率（防災活動拠点、不特定多数利用建築物等を含む。）	90.8%（令和2年度）	都市計画局
□ 防災まちづくり推進事業及び細街路対策事業に基づく助成制度の利用件数	149件（平成24～令和3年度）	都市計画局
□ 避難所指定数	433箇所（令和3年度）	行財政局
□ 避難所運営マニュアル策定状況	433避難所中 423避難所で策定（令和3年度）	行財政局
□ 避難所運営マニュアルに基づく避難所運営訓練済避難所の実施割合	68%（令和3年度）	行財政局
□ 下水道管路改築・地震対策率	24.8%（令和3年度）	上下水道局
□ 主要管路の耐震適合性管の割合	57.4%（令和3年度）	上下水道局
□ 災害時協力井戸の登録件数	641件（令和3年度）	行財政局

3) **保健医療・福祉**

①医療施設・社会福祉施設等の耐震化・不燃化の促進 リ 2-5

災害拠点病院、医療機関、社会福祉施設の耐震化・不燃化を促進する。

[保健福祉局、子ども若者はぐくみ局]

②応急医療体制の整備の推進 リ 2-5、7-8

市内医療機関、府、府医師会等の関係機関と連携するとともに、DMAT（災害派遣医療チーム）など派遣される救護班等の協力を得て、迅速、的確に医療救護活動が行えるよう、訓練等を通じて実効的な体制づくりを進めるほか、ドクターヘリ、消防防災ヘリコプター等の活用や搬送体制の強化について、関係者間の連携を協議し、効率的な運用を推進する。[保健福祉局、消防局]

③要配慮者への支援の充実 リ 2-1、2-5

災害発生時にスムーズな避難支援等を行うため、避難行動要支援者名簿を活用し、日頃から、要支援者に関する情報をお住まいの地域で共有しながら、見守り活動等を通じて顔の見える関係づくりを進める。

また、災害時のリスクが高く特に支援を要する方の個別避難計画の作成に重点的に取り組むとともに、福祉避難所の事前指定や災害時の物資（福祉用具等）提供、福祉避難所への介護員派遣に関する協定を締結するなど、要配慮者の支援体制の整備を進める。

[文化市民局、行財政局、消防局、保健福祉局、子ども若者はぐくみ局]

④ボランティア環境の充実 リ 2-5

災害ボランティアセンターを中心に、ボランティアの受入れ、派遣体制を確立するとともに、関係団体等との連携によるボランティア・ネットワークの構築を進める。

[文化市民局、保健福祉局、区役所・支所]

⑤感染症のまん延防止をはじめとした保健活動、衛生管理の充実 リ 2-6、7-8

災害発生時の感染症の発生やまん延を防止するため、府と連携し、平時から予防接種を促進するとともに、分散避難の促進、感染拡大時の避難所の運営における有症者の隔離や、災害時のペット動物対策等について適切に対応できる体制を構築する。

また、感染状況や経済情勢等を踏まえた適切な対策に時期を逸することなく取り組むとともに、市民や事業者に対して必要な情報発信を行う。

[行財政局、保健福祉局、区役所・支所]

重要業績指標		
□ 耐震化計画対象社会福祉施設における耐震化率	95.9%（令和3年度）	保健福祉局 子ども若者はぐくみ局
□ 福祉避難所の事前指定状況	281箇所（妊産婦等福祉避難所を除く）（令和3年度）	保健福祉局
□ 市・区災害ボランティアセンター運営訓練実施センター数	11箇所（令和3年度）	文化市民局 保健福祉局

4) 環境・エネルギー

①エネルギー供給の多様化 リ 2-5、5-2、6-1

防災機能強化につながる再生可能エネルギーの導入を推進するため、太陽光発電の導入を促進するとともに、事業者や市民による再生可能エネルギー由来の電力の利用を促す取組を推進する。[環境政策局]

②災害時のし尿処理対策の充実 リ 2-6

災害時のし尿処理対策（マンホールトイレの整備等）の充実を図る。

[環境政策局、行財政局、上下水道局]

③災害廃棄物の適正処理体制の推進 リ 7-5、8-1

「京都市災害廃棄物処理計画」に基づき、大規模な災害発生時においても、災害廃棄物を迅速・適正かつ安全で衛生的に処理し、生活環境の確保と一日も早い復旧・復興を図るため、適正な処理のための体制づくりを推進する。[環境政策局]

重要業績指標		
□ 広域避難場所や避難所等への災害用マンホールトイレの整備状況	152箇所 825基 （令和3年度）	上下水道局

5) 情報通信

①災害に強い情報通信基盤の充実 リ 2-2、3-3、4-1、4-3、6-4

大規模災害発生時には、区役所等と避難所との正確な情報収集・伝達活動が重要になるため、必要な情報を確実に受け取り、的確な行動を取ることができるよう、通信規制時にも使用可能な「デュアル無線端末」及び「衛星携帯電話」の整備を進めるなど、災害に強い情報通信基盤の充実を図る。

また、孤立可能性のある山間地域における携帯電話の利用について、引き続き携帯電話事業者に対し、生活道路等のエリア化等について要望を行う。

[行財政局、総合企画局]

②情報通信手段・体制の充実 リ 1-5、4-1、4-2、4-3、7-5

危険箇所を示す各種ハザードマップや災害時の行動をあらかじめ決めておくマイ・タイムライン等の活用によって、日頃から市民の防災意識の向上を図るとともに、災害発生時に、市民や観光客等が必要な情報を確実に受け取り、的確な行動を取ることができるよう、緊急速報メール、京都市防災ポータルサイト、京都市帰宅支援サイト等を活用しながら、効率的かつ効果的に情報を収集・集約・伝達する環境を構築する。

[行財政局]

③緊急広報の実施体制及び総合的窓口情報の提供体制の充実 リ 4-2、8-5

迅速かつ的確な避難情報の提供等の緊急広報活動を実施するとともに、各種広報媒体を活用して避難者に対する生活情報の提供を行う。

また、災害により住家や財産をなくされた方や、避難生活を余儀なくされた方、被災などにより職を失われた方の不安や悩みなどの相談に応じ、被災者の生活再建を支援する広聴活動を実施する体制の充実を図る。

[行財政局、総合企画局、区役所・支所]

重要業績指標

□ 京都市防災ポータルサイト(トップページ)へのアクセス数	560,110 件 (令和3年度)	行財政局
-------------------------------	-------------------	------

6) 産業・観光・金融・農林

①企業等における事業継続体制の確立に向けた支援 リ 5-1、5-3、7-2、8-6

「京都 BCP 推進会議」(事務局：京都府)への参加をはじめ、関係機関と連携した BCP 策定支援セミナーや研修会の開催など、引き続き企業等における緊急時の重要業務の継続や事業の早期復旧に向けた体制の確立を支援する。[産業観光局]

②観光業等の風評被害対策の体制づくりの推進 リ 8-6

災害発生後の風評被害を防ぐため、京都観光の安全性を国内外に正確に発信する体制づくりを推進するとともに、平時から、京都市における災害対策についての啓発を進める。[産業観光局]

③関係機関と連携した金融支援体制の強化 リ 5-5、8-6

中小企業等の早期事業再開に向けて、金融支援等の経営支援が速やかに進められるよう、関係機関と連携した支援体制を強化する。[産業観光局]

④農林施設等の防災対策の促進 リ 1-3、6-5、7-4

113 箇所のため池のうち改修が必要なため池については、ため池等整備事業等の補助事業を活用することによる改修、補強を指導する。[産業観光局]

⑤農地・農業用施設の保全管理の推進 リ 7-6

園芸ハウスの補強対策や、農業用水路やため池等の農業用施設の適切な維持管理と遠隔操作等が可能な設備の導入を進めることで、台風や集中豪雨等、自然災害による被害防止に努める。[産業観光局]

⑥健全な森づくりの推進 リ 7-6

市域の森林が森林所有者により適切に経営管理が行われるよう努めるほか、自然災害による倒木等の跡地再生や未然防止対策への支援を通じて、災害に強い森づくりを進める。[産業観光局]

重要業績指標

□ 中堅企業の BCP 策定率	34.4%（令和 2 年度）	（京都府）
□ 対策工事が必要なため池等の施設に対する補助金の交付実績	20 件（平成 26 年度～令和 3 年度）	産業観光局
□ 農業用施設整備件数	121 件（令和 3 年度）	産業観光局

7) 交通・物流

①緊急輸送道路等道路ネットワークの整備、点検、維持管理の推進

リ 2-1、2-2、2-3、2-5、5-1、5-2、5-4、5-6、6-4、7-3

緊急輸送道路等の沿道の建築物の耐震化、「今後の道路整備事業の進め方」に基づく道路整備、「道路のり面維持保全計画」に基づく道路防災対策、「いのちを守る 橋りょう健全化プログラム」に基づく橋りょうの耐震補強及び老朽化修繕、「トンネル長寿命化修繕計画」に基づくトンネルの修繕工事等の個別施設計画に基づく取組等を引き続き効率的、効果的に推進する。

また、防災性の向上とともに、景観、観光、安全・快適の観点からも、共同溝、電線共同溝の施設等の整備を推進する。[都市計画局][建設局]

②交通施設の適切な維持・管理 リ 6-4

地下駅、トンネルなどの土木施設について 100 年以上の使用を目指した最適な維持管理を推進するとともに、地下鉄出入口上屋などの建築物についても予防保全（損傷が軽微なうちに早期対策を行う保全方法）などの計画的な保全を基本に、構造に応じて目標使用年数を定め、必要な改修を行い、長寿命化を推進する。[交通局]

③道路啓開等の体制整備の推進 リ 8-2

災害発生後の道路や河川における障害物除去作業の応援要請体制や、障害物の除去方針、処分体制の整備を進めるとともに、道路啓開の対象箇所に、文化的な価値を有するものが存在する可能性にも留意した啓開作業を行うよう建設業者等に啓発する。

[建設局、環境政策局、行財政局、文化市民局]

④食品等の流通事業者との連携強化 リ 5-6

災害時における食料等の安定供給を図るため、食品等の流通に係る事業者との連携を強化する。[産業観光局]

⑤卸売市場の災害予防対策の充実 リ 5-6

京都市中央市場の施設整備を進めるとともに、取引をはじめとした市場業務の ICT（情報通信技術）化の推進等を通じた京都市中央市場の機能強化を図ることにより、将来にわたって、生産者を守り、市民に安全・安心な生鮮食料品等を安定的に供給するほか、災害時には食料供給拠点としての役割を果たすなど、事業継続性を確保できるよう取組を進める。[産業観光局]

重要業績指標		
□ 特定建築物の耐震化率(緊急輸送道路等の沿道建築物を含む。)	90.8%(令和2年度)	都市計画局
□ 橋りょうの耐震補強・老朽化修繕状況	緊急輸送道路における耐震補強 28 橋対策完了 橋りょう長寿命化修繕計画に基づく老朽化修繕 55 橋対策完了 (令和3年度)	建設局
□ 道路防災総点検により作成された防災カルテにおける要対策箇所(560 箇所)のうち対策済箇所数	194 箇所(令和3年度)	建設局
□ 長寿命化修繕計画に基づくトンネルの要修繕箇所のうち修繕済箇所数	11 箇所(令和3年度)	建設局

8) 国土保全／国土利用

①総合的な浸水対策の推進 リ 1-3、8-3

「雨に強いまちづくり」推進方針に基づき、流出抑制、河川整備、下水道整備等の総合的な浸水対策を引き続き推進するとともに、下水道施設整備と連携した効率的・効果的な河川改修、雨水流出抑制対策、排水機場長寿命化計画に基づく整備更新等を、国、府とも連携しながら、より一層推進する。[上下水道局、建設局、産業観光局]

②河川、下水道施設の整備、維持管理 リ 1-3、7-4、8-3

一級河川のうち改修事業を行う河川（都市基盤河川）、準用河川、普通河川、排水路については、出水時に氾濫いつ水する危険性があるなど、整備の必要性の高いものについて、下水道事業と連携を図りながら、順次、改修、整備事業を推進するとともに、雨水流下能力を確保するため、除草、しゅんせつ等の機能管理に努める。[建設局]

③土砂災害対策の推進 リ 1-4、7-4、7-6

土砂災害警戒区域等の避難体制の構築を引き続き進めていくとともに、急傾斜地崩壊危険箇所等の状況等を踏まえ、各区防災会議等と協議し、優先的に実施すべき事業について府に要望していく。

また、土砂災害特別警戒区域内の既存建築物を対象とする土砂災害安全対策工事への補助制度を、引き続き実施するとともに、古都保存法に基づく買入地等の急傾斜地で崩壊の危険がある箇所については必要に応じて雨水排水の適切な管理、伐採木の搬出等を進める。

このほか、開発事業者に対する地盤の確認・判定・総合的な対策工法の検討等の徹底を図り、液状化対策を推進する。〔行財政局、都市計画局〕

④関係機関との連携強化及び危険情報収集・提供体制の充実 リ 6-5、7-4

国、府、関係機関と一層の連携強化を図りながら、土砂災害等の対策を推進するとともに、二次災害を回避するため、ため池、ダム、河川等の被害状況等を早期に収集し、市民等へ情報提供を行う体制の充実を図る。

〔行財政局、産業観光局、建設局〕

⑤ハザードマップ、避難行動等の啓発の推進 リ 1-3、1-4

ハザードマップやインターネットを通じたハザード情報の周知や避難行動に関する啓発を進め、市民等の防災意識の向上を図るとともに、避難行動要支援者等に対して的確な避難支援を行える体制の確保を進める。特に、土砂災害警戒区域等での警戒避難体制の構築に向けて、市民等への情報提供、啓発等の取組をさらに継続して進める。

〔行財政局、消防局、保健福祉局、産業観光局〕

重要業績指標		
□ 雨水整備率（10年確率降雨対応）	33.0%（令和3年度）	上下水道局
□ 水防訓練の実施回数	1回/年（令和3年度）	建設局
□ 雨水流出抑制対策事業実施件数	累計569件（令和3年度）	建設局
□ 排水機場長寿命化計画策定状況	主要10機場中8機場計画策定・実施、2機場府計画策定完了（令和3年度）	建設局
□ 都市基盤河川整備率	63.2%（令和3年度）	建設局
□ 「普通河川整備プログラム」の対象河川（8河川）における整備完了河川数	5河川（令和3年度）	建設局
□ 河川維持管理指針（R4～R8）における対策着手済み区間数	52区間（令和3年度） ※京都市河川維持保全実施計画（R1～R3）	建設局

9) 首都圏バックアップ等

①府と連携した首都機能バックアップにおける機能や役割の検討 リ 3-2

国全体の安心・安全確保の観点から、首都機能のバックアップについて、府と連携しながら、京都が果たすべき役割を検討するとともに、京都に移転する文化庁と連携し、日本の文化GDPの拡大や「文化芸術立国」に貢献する。[総合企画局、文化市民局]

10) 伝統・文化

①文化財の災害予防対策の推進 リ 8-4

「文化財所有者のための防災対策マニュアル」や「文化財（美術工芸品等）の防災に関する手引」に基づく防災対策の一層の推進と、防災訓練の継続実施等による実効性の向上を図るとともに、文化財への立入検査等の機会を通じて、文化財の防火・防災対策の更なる充実を図る。[文化市民局、消防局]

②被災文化財等への対応体制整備の推進 リ 8-4

災害発生時に文化財関係の行政機関相互での情報共有が円滑に図れるよう、体制の強化を図るとともに、復旧・復興時における文化財の紛失、破損、滅失等が発生しないように対策を検討する。[文化市民局]

重要業績指標

□ 文化財に関する火災件数	0 件（令和 3 年度）	消防局
---------------	--------------	-----

【横断的分野】 _____

1) リスクコミュニケーション

①防災に関する教育・訓練・啓発の強化 リ 2-1、2-2、2-3、4-3、8-2

市民や事業所等における 3 日分以上（できれば 7 日分以上）の食料・飲料水等の備蓄を促進するとともに、市民への応急手当等の普及啓発により、適切な応急手当を実施できる市民の育成を引き続き進める。

また、市民への防災教育・啓発を一層推進するため、市民防災センター等の施設の積極的活用を図るほか、児童生徒に配布する「安全ノート」等を活用した防災教育等を進める。[行財政局][消防局][教育委員会]

②危険情報収集・提供体制の充実 リ 1-5、4-1、4-2、4-3、6-5、7-4、7-5

〔再掲 5〕②〕危険箇所を示す各種ハザードマップや災害時の行動をあらかじめ決めておくマイ・タイムライン等の活用によって、日頃から防災意識の向上を図り、自然災害等に備えるとともに、災害発生時に、市民や観光客等が必要な情報を確実に受け取り、的確な行動を取ることができるよう、緊急速報メール、京都市防災ポータルサイト、京都市帰宅支援サイト等を活用しながら、効率的かつ効果的に情報を収集・集約・伝達する環境を構築する。

〔一部再掲 8〕④〕また、二次災害を回避するため、ため池、ダム、河川等の被害状況等を早期に収集し、市民等へ情報提供を行う体制の充実を図る。

[行財政局、産業観光局、建設局]

③ハザードマップ、避難行動等の啓発の推進 **（再掲 8）⑤** リ 1-3、1-4

ハザードマップやインターネットを通じたハザード情報の周知や避難行動に関する啓発を進め、市民等の防災意識の向上を図るとともに、避難行動要支援者等に対して的確な避難支援を行える体制の確保を進める。特に、土砂災害警戒区域等での警戒避難体制の構築に向けて、市民等への情報提供、啓発等の取組をさらに継続して進める。

[行財政局、消防局、保健福祉局、産業観光局]

重要業績指標

□ 京都市防災ポータルサイト(トップページ)へのアクセス数	560,010 件 (令和 3 年度)	行財政局
-------------------------------	---------------------	------

2) **老朽化対策**

①社会インフラの適正な維持・更新

【関連】**行政機能/消防等**「庁舎等の防災活動拠点の確保・機能維持対策」、**住宅・都市**「各ライフライン施設の災害予防対策の推進」「下水道施設の耐震化の推進」「上水道施設の耐震化の推進」、**交通・物流**「緊急輸送道路等道路ネットワークの整備、維持管理の推進 など

「京都市公共施設マネジメント基本計画」に基づき、公共施設の計画的な保全による長寿命化を進めるとともに、新たなニーズを踏まえて施設の機能を見直し、充実することで施設価値の向上を促すなど、コスト及び保有量の最適化を図る。[各局等]

3) **公民連携**

①災害に強い地域コミュニティづくりの推進 リ 2-3、4-3、8-4

地域防災力の向上のため、地域コミュニティの活性化、自主防災会の育成を引き続き進め、防災知識の普及啓発・防災教育、防災訓練等の積み重ねによる防災行動力の一層の向上を図るとともに、災害時にリーダーとして活動できる人材育成を図り、地域における防災の担い手づくりを引き続き進める。

また、避難行動要支援者への避難支援に地域で取り組めるよう支援していくほか、男女共同参画や多様な性、要配慮者に対する視点を大切に、地域における体制整備や防災訓練を促進する。[文化市民局、行財政局、保健福祉局、区役所・支所、消防局]

②ボランティア環境の充実 **（再掲 3）④** リ 2-5

災害ボランティアセンターを中心に、ボランティアの受入れ、派遣体制を確立するとともに、関係団体等との連携によるボランティア・ネットワークの構築を進める。

[文化市民局、保健福祉局、区役所・支所]

③食品等の流通事業者との連携強化 **（再掲 7）④** リ 5-6

災害時における食料等の安定供給を図るため、食品等の流通に係る事業者との連携を強化する。[産業観光局]

4) 人材育成

①地域防災の担い手育成 リ 2-1、2-2、2-3、2-5、4-3、7-8、8-2、8-4、8-5

(一部再掲 横断的分野 1) ①市民への防災教育・啓発を一層推進するため、市民防災センター等の施設の積極的活用を図るとともに、児童生徒に配布する「安全ノート」等を活用した防災教育等を進める。

(一部再掲 横断的分野 3) ①また、地域防災力の向上のため、地域コミュニティの活性化、自主防災会の育成を引き続き進め、防災知識の普及啓発・防災教育、防災訓練等の積み重ねによる防災行動力の一層の向上を図るとともに、災害時にリーダーとして活動できる人材育成を図り、地域における防災の担い手づくりを引き続き進める。

(一部再掲 3) ②さらに、市内医療機関、府、府医師会等の関係機関と連携するとともに、DMAT（災害派遣医療チーム）など派遣される救護班等の協力を得て、迅速、的確に医療救護活動が行えるよう、訓練等を通じて実効的な体制づくりを進める。

[消防局、行財政局、文化市民局、保健福祉局、区役所・支所、教育委員会]

重要業績指標

□ 自主防災会の防災行動マニュアルに基づく訓練等の実施率	12.7%（令和3年度）	消防局
------------------------------	--------------	-----

(3) 対応方策の重点化（優先順位付け）

限られた資源で効率的かつ効果的に国土強靱化を推進するため、施策等の重点化を図りながら取組を進める必要がある。本指針では、43のリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の中から、本市が担う役割の大きさ、影響の大きさ、緊急度、本市の特性の観点から、次のとおり、特に回避すべき13のリスクシナリオを選定し、関連する対応方策を重点的に推進していく。

事前に備えるべき目標	特に回避すべきリスクシナリオ	
① 直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
	1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
	1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
	1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
	1-5	近隣地域の被害が大きく、多くの市外避難者が集中し、混乱が発生する事態

事前に備えるべき目標	特に回避すべきリスクシナリオ	
② 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地における食料・飲料水等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足
	2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
	2-5	医療・保健・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
③ 必要不可欠な行政機能は確保する	3-3	京都市職員・施設等の被災・感染症のまん延による機能の大幅な低下
⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
⑧ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
	8-6	風評被害の信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産による京都市経済への甚大な影響

5 本指針の推進等

(1) 本指針の推進

本指針は、更なる政策等の融合も視野に入れた本市各局区等間の連携はもとより、国、京都府、関係自治体、防災関係機関、市民、各種団体（NPO、企業等含む）、大学等の多様な主体とも相互に連携を図り、各種情報、取組等を共有しながら、効果的に推進していく。

本指針の推進に当たっては、毎年、各対応方策の進捗状況を把握・検証し、全庁連携のもと、取組の進捗管理を行っていく。

なお、重要実績指標の進捗状況は、市ホームページ等を通じて公表する。

(2) 本指針の見直し

本指針については、関係法令の改正、京都府国土強靱化基本計画の見直し、大規模自然災害後の検証結果等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

別表 脆弱性評価結果

1) 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

(1) 住宅・建築物等の耐震化・不燃化の一層の推進

住宅の耐震化率は、90.0%（令和2年度）。「京都市建築物耐震改修促進計画」に基づき、市民の費用負担を軽減する支援や市民の主体的な取組を促す普及啓発等を進めるとともに、防災活動拠点となる病院、学校、避難所の全体の耐震化率は推計で83.0%（令和2年度）であり、耐震化を促進する必要がある。[都市計画局]

<現状値>

- ・住宅の耐震化率 90.0%（令和2年度）（都市計画局）
- ・市営住宅の耐震化率 91.3%（令和3年度）（都市計画局）
- ・防災活動拠点耐震化率（特定建築物のうち防災拠点に関するもの） 83.0%（令和2年度）（都市計画局）
- ・まちの共汗地区数 102学区（令和2年度）（都市計画局）
- ・要配慮者利用建築物（社会福祉施設等）耐震化率 89.6%（令和2年度）（都市計画局）

(2) 災害に強い市街地の整備推進

「歴史都市京都における密集市街地対策等の取組方針」、「京都市細街路対策指針」等に基づき、災害に強いまちづくりを進めているところであり、防災まちづくりの活動を通して、密集市街地や細街路の防災性向上の取組を進める必要がある。[都市計画局]

<現状値>

- ・防災上課題のある地区・路線において具体的な対策の推進に取り組む地区数 23地区（令和3年度）（都市計画局）
- ・防災まちづくり推進事業及び細街路対策事業に基づく助成制度の利用件数 149件（平成24年度～令和3年度）（都市計画局）

(3) 火災予防・消防活動体制の充実

消防活動体制の強化を図るとともに、消防団の強化や、自主防災組織の災害対応力の充実などに取り組む必要がある。[消防局]

<現状値>

- ・消防団員の充足率 86.1%（令和3年度）（消防局）
- ・文化財に関する火災件数 0件（令和3年度）（消防局）

(4) 都市安全空間（オープンスペース）の確保

避難スペースとしての活用・防災機能強化、延焼遮断帯としての機能確保等のために、公園・緑地の整備、修繕及び保全等によりオープンスペースの確保を進めるとともに、広域避難場所に係る関係機関の連携体制を引き続き確保する必要がある。[建設局、文化市民局、行財政局]

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

(1) 不特定多数の者が利用する施設の耐震化・不燃化の促進

ホテルや百貨店等の不特定多数利用建築物の耐震化率は87.8%（令和2年度）。より一層耐震化を促進する必要がある。

<現状値>

- ・ホテルや百貨店等の不特定多数利用建築物の耐震化率 87.8%（令和2年度）（都市計画局）

(2) **再1-1** 火災予防・消防活動体制の充実

(3) **再 1-1** 災害に強い市街地の整備推進

1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

(1) 総合的な浸水対策の推進

「雨に強いまちづくり」推進方針に基づき、流出抑制、河川整備、下水道整備等の総合的な浸水対策に取り組んでいるところであり、引き続き推進するとともに、下水道施設整備と連携した効率的・効果的な河川改修、雨水流出抑制対策、排水機場長寿命化計画に基づく設備更新等を、国、府とも連携しながら、より一層推進する必要がある。

[上下水道局、建設局、産業観光局]

<現状値>

- ・雨水整備率（10年確率降雨対応） 33.0%（令和3年度）（上下水道局）
- ・水防訓練の実施回数 1回／年（令和3年度）（建設局）
- ・雨水流出抑制対策事業実施件数 累計569件（令和3年度）（建設局）
- ・排水機場長寿命化計画 主要10機場中8機場計画策定・実施、2機場府計画策定完了（建設局）

(2) 河川、下水道施設の整備、維持管理

一級河川のうち改修事業を行う河川（都市基盤河川）、準用河川、普通河川、排水路については、出水時に氾濫し水する危険性があるなど、整備の必要性の高いものについて、下水道事業と連携を図りながら、順次、改修、整備事業を推進するとともに、雨水流下能力を確保するため、除草、しゅんせつ等の機能管理に努める必要がある。[建設局]

<現状値>

- ・都市基盤河川整備率 63.2%（令和3年度）（建設局）
- ・「普通河川整備プログラム」の対象河川（8河川）における整備完了河川数 5河川（令和3年度）（建設局）
- ・京都市河川維持保全実施計画（R1～R3）における対策着手済み区間数 52区間（令和3年度）

(3) 農林施設等の防災対策の促進

113箇所のため池のうち改修が必要なため池については、ため池等整備事業等の補助事業を活用することによる改修、補強を指導する必要がある。[産業観光局]

<現状値>

- ・対策工事が必要なため池等の施設に対する補助金の交付実績 20件（平成26年度～令和3年度）（産業観光局）

(4) ハザードマップ、避難行動等の啓発の推進

ハザードマップやインターネットを通じたハザード情報の周知や避難行動に関する啓発を進め、市民等の防災意識の向上を図るとともに、避難行動要支援者等に対する的確な避難支援を行える体制の確保を進める必要がある。[行財政局、消防局、保健福祉局、産業観光局]

<現状値>

- ・普通救命講習・上級救命講習、応急手当普及員講習の受講者数
救命講習 1283回 16,744人、応急手当普及員講習 51回 444人（令和3年度）（消防局）

1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

(1) 土砂災害対策の推進

土砂災害警戒区域等の避難体制の構築を引き続き進めていくとともに、急傾斜地崩壊危険箇所等の状況等を踏まえ、各区防災会議等と協議し、優先的に実施すべき事業について、府に要望していく必要がある。

また、土砂災害特別警戒区域内の既存建築物を対象とする土砂災害安全対策工事への補助制度を引き続き実施するとともに、古都保存法に基づく買入地等の急傾斜地で崩壊の危険がある箇所について、必要に応じて雨水排水の適切な管理、伐採木の搬出等を進めていく必要がある。

このほか、開発事業者に対する地盤の確認・判定・総合的な対策工法の検討等の徹底を図り、液状化対策を推進する必要がある。〔行財政局、都市計画局〕

<現状値>

- ・土砂災害警戒区域等の指定 2544 箇所 81 学区等（令和 3 年度）（行財政局）
※京都市域全て完了

(2) 避難対策の推進

土砂災害警戒区域等での警戒避難体制の構築に向けて、市民等への啓発を進めているところであり、さらに継続して情報提供、啓発等の取組が必要である。〔行財政局〕

<現状値>

- ・土砂災害ハザードマップの配布学区数 81 学区（平成 27～29 年度）（行財政局）
※京都市域全て完了

1-5 近隣地域の被害が大きく、多くの市外避難者が集中し、混乱が発生する事態

(1) 市民・観光客等への情報伝達手段の多様化

緊急速報メール、京都市防災ポータルサイト、京都市帰宅支援サイト等による多様な情報提供に努めており、今後とも、効率的かつ効果的に情報を収集・集約・伝達する環境を構築する必要があるとともに、帰宅困難者対策に係る緊急避難広場や一時滞在施設の施設管理者、地域の団体等と情報収集・提供体制づくりに取り組んでおり、今後も強化していく必要がある。

〔行財政局、都市計画局、産業観光局〕

(2) 受入体制の充実

広域避難者等の受入体制の整備が必要であるとともに、帰宅困難者対策の検討の中で、京都市域外で地震が発生した場合の対応についても検討しているところであり、引き続き、検討・対策を進める必要がある。〔行財政局、都市計画局、産業観光局〕

2) 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地における食料・飲料水等、生命にかかわる物資・エネルギー供給の停止

(1) 食料・飲料水等の備蓄・調達、供給体制の整備、輸送力の確保の推進

京都市備蓄計画に基づき、被災者の特性に応じた備蓄の推進、分散備蓄・市民備蓄を引き続き進める必要があるとともに、他自治体や関係業界等との協定締結など協力体制の整備を一層進め、緊急調達・供給体制を充実させる必要がある。

〔行財政局、文化市民局、産業観光局、上下水道局、区役所・支所〕

<現状値>

- ・京都市備蓄計画に基づく備蓄物資整備率
アルファ化米 100%、お粥 100%、飲料水 61%、加水等が不要な食料 56%、簡易トイレ 81%、凝固剤 93%（令和 3 年度）（行財政局）
- ・飲料水の備蓄率（災害時に備えた飲料水を備蓄している市民の割合）
56.3%（令和 3 年度）（上下水道局）

- ・公園内への防災施設の整備状況
かまどベンチ 92 基、防災ベンチ 13 基、マンホールトイレ※ 114 基
(令和 3 年度) (建設局) ※保健福祉局(3 基)、上下水道局(55 基)所管分含む。

(2) 緊急輸送道路等道路ネットワークの整備、点検、維持管理の推進

緊急輸送道路等の沿道の建築物の耐震化、「今後の道路整備事業の進め方」に基づく道路整備、「道路のり面維持保全計画」に基づく道路防災対策、「いのちを守る 橋りょう健全化プログラム」に基づく橋りょうの耐震補強及び老朽化修繕、「トンネル長寿命化修繕計画」に基づくトンネルの修繕工事等の個別施設計画に基づく取組等を引き続き効率的、効果的に推進する必要がある。

また、防災性の向上とともに、景観、観光、安全・快適の観点からも、共同溝、電線共同溝の施設等の整備を推進する必要がある。[都市計画局、建設局]

<現状値>

- ・緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化率 90.6% (令和 2 年度) (都市計画局)
- ・橋りょうの耐震補強・老朽化修繕状況 83 橋 (耐震補強 28 橋、老朽化修繕 55 橋) 対策完了 (令和 3 年度) (建設局)
- ・防災カルテにおける要対策箇所のうち対策済箇所数 194 箇所 (令和 3 年度) (建設局)
- ・長寿命化修繕計画に基づくトンネルの修繕数 11 箇所 (令和 3 年度) (建設局)

(3) 受援体制の充実

京都市災害時受援マニュアルに基づく受援体制の充実を図る必要がある。[行財政局]

(4) 避難所運営体制の充実

要配慮者にも配慮した避難所運営マニュアルに基づいた訓練等の実施、必要な物資の備蓄や迅速かつ確実に供給できる体制の構築、災害時の確実な通信手段の確保等により、避難所等の運営体制の充実を図る必要がある。

[行財政局、区役所・支所、保健福祉局、子ども若者はぐくみ局]

<現状値>

- ・避難所指定数 433 箇所 (令和 3 年度) (行財政局)
- ・避難所運営マニュアルに基づく避難所運営訓練実施済避難所の割合 68% (令和 3 年度) (行財政局)
- ・福祉避難所の事前指定状況 281 箇所 (妊産婦等福祉避難所を除く。) (令和 3 年度) (保健福祉局)
- ・妊産婦等福祉避難所の事前指定状況 16 箇所 (令和 3 年度) (子ども若者はぐくみ局)
- ・衛星電話、非常用発電機等の運営機材配備済み避難所数 433 箇所 (令和 3 年度) (行財政局)
※全ての避難所に配備完了
- ・避難所運営マニュアル策定状況 433 避難所中 423 避難所で策定 (令和 3 年度) (行財政局)
- ・避難所となる市立小中学校体育館施設のバリアフリー化推進状況
8 校改築工事完了、26 校リニューアル工事完了 (令和 3 年度) (教育委員会)

(5) 防災に関する教育・訓練・啓発の強化

市民や事業所等における 3 日以上 (できれば 7 日以上) の食糧・飲料水等の備蓄を促進するとともに、市民への応急手当等の普及啓発により、適切な応急手当を実施できる市民の育成を進める必要がある。

また、市民への防災教育・啓発を一層推進するため、市民防災センター等の施設の積極的活用を図るほか、児童生徒に配布する「安全ノート」等を活用した防災教育等を進める必要がある。[行財政局] [消防局] [教育委員会]

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

(1) 孤立可能性地域の通信サービスの充実

山間地域においては、引き続き携帯電話事業者に対し、生活道路等のエリア化等について要望を行う必要がある。[総合企画局]

(2) **再 2-1** 食料・飲料水等の備蓄・調達、供給体制の整備、輸送力の確保の推進

(3) **再 2-1** 緊急輸送道路等道路ネットワークの整備、点検、維持管理の推進

(4) 救出・救助活動体制の強化

救出・救助活動体制の強化とともに、市民への応急手当等の普及啓発により、適切な応急手当を実施できる市民の育成を引き続き進める必要があるほか、緊急時に利用可能なヘリコプターの離着陸場を調整する必要がある。[消防局]

2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足

(1) 広域受援体制の強化

指定都市市長会行動計画に基づく相互支援などを通じた受援体制の充実を図る必要があるとともに、あらかじめ取るべき防災行動を時系列で定める多機能連携型タイムライン等を通じ、自衛隊・警察・関係機関等との連携強化に引き続き取り組む必要がある。
[行財政局、文化市民局、消防局、区役所・支所]

(2) 災害に強い地域コミュニティづくりの推進

地域防災力の向上のため、地域コミュニティの活性化、自主防災会の育成を引き続き進め、防災知識の普及啓発・防災教育、防災訓練等の積み重ねによる防災行動力の一層の向上を図る必要があるとともに、災害時にリーダーとして活動できる人材育成を図り、地域における防災の担い手づくりを引き続き進める必要がある。

また、避難行動要支援者への避難支援に地域で取り組めるよう支援していく必要があるほか、男女共同参画や多様な性、要配慮者に対する視点を大切に、地域における体制整備や防災訓練を促進する必要がある。

[文化市民局、行財政局、保健福祉局、区役所・支所、消防局]

<現状値>

- ・地域毎に求められるマニュアル（地震・水災害・土砂災害）の全てを策定した自主防災会の数 227 自治防災会（令和3年度）（行財政局）※全ての自主防災会で策定完了
- ・各地域で策定した防災行動マニュアルに基づき大規模災害を想定した訓練を実施した自主防災会の数 152 自治防災会（令和3年度）（消防局）
- ・自主防災会の防災行動マニュアルに基づく訓練等の実施率 12.7%（令和3年度）（消防局）

(3) **再 2-2** 救出・救助活動体制の強化

(4) **再 2-1** 緊急輸送道路等道路ネットワークの整備、点検、維持管理の推進

(5) 行方不明者の捜索等の体制整備の推進

行方不明者の捜索体制、遺体の取扱い、遺体安置所の運営等について、引き続き関係機関と協議・検討を進めていく必要がある。[区役所・支所、行財政局]

2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

(1) 帰宅困難者支援対策の充実

感染症や災害などの非常時における情報発信の強化や緊急避難先の拡充等、危機管理体制の強化に努める必要がある。また、帰宅困難者支援に係る協定（緊急避難広場や一時滞在施設等）の締結を進めているところであり、帰宅困難者を安全な場所に誘導、受入れ、対応ができるよう訓練を継続的に実施する必要があるほか、災害時帰宅困難者ガイドマップ、京都市帰宅支援サイト等による情報提供の充実を図る必要がある。さらに、夜間・大雪時も含めた危機管理事案により生じた帰宅困難な方に対しても、一時的な滞在場所の拡充や鉄道事業者との連携強化など、必要な支援を円滑に提供できるよう、帰宅困難者対策を拡充する必要がある。

〔行財政局、都市計画局、産業観光局〕

<現状値>

- ・京都市備蓄計画に基づく帰宅困難観光客用物資の備蓄状況 加水等が不要な食料 264,200 食分（令和3年度）（行財政局）
- ・緊急避難先等の指定状況：緊急避難広場 50 箇所、一時滞在施設 124 箇所、避難誘導団体 23 団体（令和3年度）（行財政局）

(2) **再2-1** 食料・飲料水等の備蓄・調達、供給体制の整備、輸送力の確保の推進

2-5 医療・保健・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

(1) 医療施設・社会福祉施設等の耐震化・不燃化の促進

災害拠点病院、医療機関、社会福祉施設の耐震化、不燃化を促進する必要がある。

〔保健福祉局、子ども若者はぐくみ局〕

(2) 応急医療体制の整備の推進

市内医療機関、府、府医師会等の関係機関と連携するとともに、DMAT（災害派遣医療チーム）など派遣される救護班等の協力を得て、迅速、的確に医療救護活動が行えるよう、訓練を通じて実効的な体制づくりを進める必要があるほか、ドクターヘリ、消防防災ヘリコプター等の活用や搬送体制の強化について関係者間の連携を協議し、効率的な運用を推進する必要がある。

〔保健福祉局、消防局〕

(3) 要配慮者への支援の充実

災害発生時にスムーズな避難支援等を行うため、避難行動要支援者名簿を活用し、日頃から、要支援者に関する情報をお住まいの地域で共有しながら、見守り活動等を通じて顔の見える関係づくりを進める必要がある。

また、災害時のリスクが高く特に支援を要する方の個別避難計画の作成に重点的に取り組むとともに、福祉避難所の事前指定や災害時の物資（福祉用具等）提供、福祉避難所への介護員派遣に関する協定の締結など、要配慮者の支援体制の整備を進める必要がある。

(4) エネルギー供給の多様化

防災機能強化につながる再生可能エネルギーの導入を推進するため、太陽光発電の導入を促進するとともに、事業者や市民による再生可能エネルギー由来の電力の利用を促す取組を推進する必要がある。〔環境政策局〕

<現状値>

- ・（再掲）福祉避難所の事前指定状況 281 箇所（妊産婦等福祉避難所を除く。）（令和3年度）（保健福祉局）
- ・（再掲）妊産婦等福祉避難所の事前指定状況 16 箇所（令和3年度）（子ども若者はぐくみ局）
- ・（再掲）衛星電話、非常用発電機等の運営機材配備済み避難所数 433 箇所（令和3年度）（行財政局） ※全ての避難所に配備完了

(5) ボランティア環境の充実

災害ボランティアセンターを中心に、ボランティアの受入れ、派遣体制を確立するとともに、関係団体等との連携によるボランティア・ネットワークの構築を進める必要がある。

[文化市民局、保健福祉局、区役所・支所]

<現状値>

- ・市・区災害ボランティアセンター運営訓練実施センター数 11 箇所（令和 3 年度）（文化市民局）、（保健福祉局）

(6) **再 2-1** 緊急輸送道路等道路ネットワークの整備、点検、維持管理の推進

2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

(1) 保健活動、衛生管理の充実

災害時の感染症の発生やまん延を防止するため、府と連携し、平時から予防接種を促進する必要があるとともに、分散隔離の促進、感染拡大時の避難所の運営における有症者の隔離や、災害時のペット動物対策等について適切に対応できる体制を構築する必要がある。

[行財政局、保健福祉局、区役所・支所]

<現状値>

- ・ペット受入可能な避難所数 395 箇所（令和 3 年度）（行財政局）（保健福祉局）

(2) 下水道施設の耐震化の推進

特に避難所からの排水を受ける管きょや緊急輸送路下の管きょ等の耐震対策を引き続き進めるなど、下水道管路及び下水道施設の耐震化を進める必要がある。

<現状値>

- ・下水道管路改築・地震対策率 24.8%（令和 3 年度）（上下水道局）

(3) 災害時のし尿処理対策の充実

災害時のし尿処理対策（マンホールトイレの整備等）の充実を図る必要がある。

<現状値>

- ・広域避難場所や避難所等への災害用マンホールトイレの整備状況 152 箇所 825 基（令和 3 年度）（上下水道局）

3) 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

(1) 警察等との連携体制の強化

・災害発生後の社会的混乱、被災地、避難所等における治安の悪化を防ぐため、京都府警察本部との連携体制を強化する必要がある。[行財政局、文化市民局、区役所・支所]

3-2 首都圏等での中央官庁機能の機能不全

(1) 府と連携した首都機能バックアップにおける機能や役割の検討

国全体の安心・安全確保の観点から、首都機能のバックアップについて、府と連携しながら、京都が果たすべき役割を検討するとともに、京都に移転する文化庁と連携し、日本の文化 GDP の拡大や「文化芸術立国」に貢献する必要がある。[総合企画局、文化市民局]

3-3 京都市職員・施設等の被災・感染症のまん延による機能の大幅な低下

(1) 庁舎等の防災活動拠点の確保・機能維持対策

高い耐震性能や災害対策活動の中核機能等を備えた災害対策の拠点となる市庁舎整備を進めており、着実な推進が必要であるとともに、市有建築物の計画的な耐震化を図るなど庁舎等の防災活動拠点の確保・機能維持対策を実施する必要がある。[行財政局、都市計画局]

<現状値>

- ・市有建築物防災活動拠点の耐震化率 97.5%（令和3年度）（都市計画局）

(2) 防災活動拠点等における電源の確保

主要施設への自家発電設備等の設置により非常用電源の確保対策は進んできているが、一層の充実を図る必要がある。[各局等、区役所・支所]

<現状値>

- ・京都市立小中学校への「太陽光発電」及び「停電時対応型蓄電池」整備件数（完了・着手件数）39件完了（令和3年度）（教育委員会）
- ・全区役所・支所に非常電源設備を設置済み（文化市民局）

(3) 災害対応の初期活動体制の整備

地域防災計画に基づく災害対応組織の運営に努めるとともに、総合防災訓練、災害対策本部運用訓練、一斉防災行動訓練（シェイクアウト訓練）の実施を通じて、災害対応の初期活動能力の維持と更なる向上を図る必要がある。[行財政局]

<現状値>

- ・京都市総合防災訓練及び各区総合防災訓練への参加人数 322人（令和3年度）

(4) 業務継続体制の強化

非常時でも優先度の高い通常業務に加え、災害応急対策業務などの非常時優先業務の選定や各業務の優先度の選定を行うなど、業務継続体制の強化を図る必要がある。

[行財政局、各局等、区役所・支所]

(5) 災害に強い情報通信基盤の充実

大規模災害発生時には、区役所等と避難所との正確な情報収集・伝達活動が重要になるため、必要な情報を確実に受け取り、的確な行動を取ることができるよう、通信規制時にも使用可能な「デュアル無線端末」及び「衛星携帯電話」の整備を進める必要がある。[行財政局]

4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

(1) **再3-3** 災害に強い情報通信基盤の充実

(2) 避難所等における通信手段等確保の充実

地域、現場の状況を迅速に把握することができるよう、通信手段及び電源の確保対策をより一層充実する必要がある。[行財政局]

<現状値>

- ・（再掲）衛星電話、非常用発電機等の運営機材配備済み避難所数 433箇所（令和3年度）（行財政局） ※全ての避難所に配備完了

(3) **再3-3** 防災活動拠点等における電源の確保

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

(1) 再 1-5 市民・観光客等への情報伝達手段の多様化

(2) 緊急広報の実施体制及び総合的窓口情報の提供体制の充実

迅速かつ的確な避難情報の提供等の緊急広報活動を実施するとともに、各種広報媒体を活用して避難者に対する生活情報の提供を行う必要がある。

また、災害により住家や財産をなくされた方や、避難生活を余儀なくされた方、被災などにより職を失われた方の不安や悩みなどの相談に応じ、被災者の生活再建を支援する広聴活動を実施する体制づくりを進める必要がある。[行財政局、総合企画局、区役所・支所]

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

(1) 再 3-3 災害に強い情報通信基盤の充実

(2) 再 1-5 市民・観光客等への情報伝達手段の多様化

(3) 再 2-3 災害に強い地域コミュニティづくりの推進

5) 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下

(1) 企業等における事業継続体制の確立に向けた支援

「京都 BCP 推進会議」（事務局：京都府）への参加をはじめ、関係機関と連携した BCP 策定支援セミナーや研修会の開催など、引き続き企業等における緊急時の重要業務の継続や事業の早期復旧に向けた体制の確立を支援する必要がある。[産業観光局]

<現状値>

- ・中堅企業の BCP 策定率 34.4%（令和 2 年度）（京都府）

(2) 再 2-1 緊急輸送道路等道路ネットワークの整備、点検、維持管理の推進

5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な被害

(1) 各ライフライン施設の災害予防対策の推進

都市の重要なライフラインの機能を確保し、市民生活の安全を守るため、水道・下水道の管路や施設の耐震化、雨水幹線の整備等のハード面での対策を進めるとともに、防災訓練の実施や飲料水をはじめとする本市備蓄の推進、加えて市民備蓄の啓発等に取り組む必要がある。[上下水道局、行財政局]

<現状値>

- ・配水管路の更新及び耐震化の実施状況：更新率 1.5%、耐震管率 23.0%（令和 3 年度）（上下水道局）

(2) 多様な電力等の確保体制の推進

医療機関や防災活動拠点施設等への自家発電設備の設置や燃料の備蓄等を促進する必要があるとともに、防災機能強化につながる再生可能エネルギーの導入を推進する必要がある。

[各局区等]

<現状値>

- ・（再掲）衛星電話、非常用発電機等の運営機材配備済み避難所数 433 箇所（令和 3 年度）（行財政局） ※全ての避難所に配備完了
- ・（再掲）京都市立小中学校への「太陽光発電」及び「停電時対応型蓄電池」整備件数（完了・着手件数） 39 件（令和 3 年度）（教育委員会）
- ・（再掲）全区役所・支所に非常電源設備を設置済み（文化市民局）

(3) **再 2-5** エネルギー供給の多様化

(4) **再 2-1** 緊急輸送道路等道路ネットワークの整備、点検、維持管理の推進

5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発

(1) **再 5-1** 企業等における事業継続体制の確立に向けた支援

(2) **再 1-1** 火災予防・消防活動体制の充実

(3) **再 2-2** 救出・救助活動体制の強化

5-4 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

(1) **再 2-1** 緊急輸送道路等道路ネットワークの整備、点検、維持管理の推進

(2) **再 2-1** 食料・飲料水等の備蓄・調達、供給体制の整備、輸送力の確保の推進

5-5 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態

(1) 関係機関と連携した金融支援体制の強化

中小企業等の早期事業再開に向けて、金融支援等の経営支援が速やかに進められるよう、関係機関と連携した支援体制を強化する。〔産業観光局〕

5-6 食料等の安定供給の停滞

(1) 食品等の流通事業者との連携強化

災害時における食料等の安定供給を図るため、食品等の流通に係る事業者との連携を強化する必要がある。〔産業観光局〕

(2) 卸売市場の災害予防対策の充実

京都市中央市場では、施設整備を進めるとともに、取引をはじめとした市場業務の ICT 化の推進等を通じた機能強化を図っているところであり、災害時には、食糧供給拠点としての役割を果たすなど事業継続性を確保できるよう取組を進める必要がある。〔産業観光局〕

(3) **再 2-1** 食料・飲料水等の備蓄・調達、供給体制の整備、輸送力の確保の推進

(4) **再 2-1** 緊急輸送道路等道路ネットワークの整備、点検、維持管理の推進

5-7 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

(1) 上水道施設の耐震化の推進

老朽化した基幹施設の改築更新と耐震化、配水施設の更新と耐震化を進める必要がある。
〔上下水道局〕

＜現状値＞

- ・（再掲）配水管路の更新及び耐震化の実施状況：更新率 1.5%、耐震管率 23.0%（令和 3 年度）（上下水道局）
- ・ 主要管路の耐震適合性管の割合 57.4%（令和 3 年度）（上下水道局）
- ・ 浄水施設の耐震化率 51.0%（令和 3 年度）（上下水道局）
- ・ 配水池の耐震化率 43.2%（令和 3 年度）（上下水道局）

(2) **再 5-2** 各ライフライン施設の災害予防対策の推進

(3) **再 2-1** 食料・飲料水等の備蓄・調達、供給体制の整備、輸送力の確保の推進

(4) **再 2-1** 受援体制の充実

(5) **市民との連携協力による水の確保の推進**

災害時に備えた家庭や地域での飲料水の備蓄を促進する必要があるとともに、災害時協力井戸の確保や学校のプール整備による生活用水の確保を図る必要がある。

[上下水道局、行財政局、教育委員会]

6) **ライフライン、燃料供給、関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる**

6-1 **電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油、LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能停止**

(1) **再 5-2** 多様な電力等の確保体制の推進

(2) **再 5-2** 各ライフライン施設の災害予防対策の推進

(3) **再 2-5** エネルギー供給の多様化

6-2 **上水道等の長期間にわたる供給停止**

(1) **再 5-7** 上水道施設の耐震化の推進

(2) **再 5-2** 各ライフライン施設の災害予防対策の推進

(3) **再 5-7** 市民との連携協力による水の確保の推進

6-3 **下水処理施設等の長期間にわたる機能停止**

(1) **再 2-6** 下水道施設の耐震化の推進

(2) **再 5-2** 各ライフライン施設の災害予防対策の推進

6-4 **基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止**

(1) **交通施設の適切な維持・管理**

地下駅、トンネルなどの土木施設について 100 年以上の使用を目指した最適な維持管理を推進するとともに、地下鉄出入口上屋などの建築物についても予防保全（損傷が軽微なうちに早期対策を行う保全方法）などの計画的な保全を基本に、構造に応じて目標使用年数を定め、必要な改修を行い、長寿命化を推進する必要がある。[交通局]

(2) **再 2-1** 緊急輸送道路等道路ネットワークの整備、点検、維持管理の推進

(3) **再 2-1** 食料・飲料水等の備蓄・調達、供給体制の整備、輸送力の確保の推進

(4) **再 3-3** 災害に強い情報通信基盤の充実

6-5 **防災インフラの長期間にわたる機能不全**

(1) **関係機関との連携強化及び危険情報収集・提供体制の充実**

国、府、関係機関と一層の連携強化を図りながら、土砂災害等の対策を推進するとともに、二次災害を回避するため、ため池、ダム、河川等の被害状況などを早期に収集し、市民等への情報提供を行う体制の充実を図る必要がある。[行財政局、産業観光局、建設局]

(2) **再 1-3** 河川、下水道施設の整備、維持管理

(3) **再 1-3** 農林施設等の防災対策の促進

7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 市街地での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

(1) 再 1-1 災害に強い市街地の整備推進

(2) 再 1-1 火災予防・消防活動体制の充実

(3) 再 1-1 都市安全空間の確保

7-2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発による広域複合災害の発生

(1) 再 1-1 住宅・建築物等の耐震化・不燃化の一層の推進

(2) 再 5-1 企業等における事業継続体制の確立に向けた支援

(3) 再 1-1 火災予防・消防活動体制の充実

(4) 再 2-2 救出・救助活動体制の強化

7-3 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

(1) 再 2-1 緊急輸送道路等道路ネットワークの整備、点検、維持管理の推進

(2) 再 1-1 住宅・建築物等の耐震化・不燃化の一層の推進

7-4 ため池、防災インフラ、ダム等の損壊、機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

(1) 再 6-5 関係機関との連携強化及び危険情報収集・提供体制の充実

(2) 再 1-3 河川、下水道施設の整備、維持管理

(3) 再 1-3 農林施設等の防災対策の促進

(4) 再 1-4 土砂災害対策の推進

7-5 有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃

(1) 危険物施設及び高圧ガス施設における対策の促進

危険物施設及び高圧ガス施設において、火災や、流出及び漏えい事故の発生及び拡大を防ぐため、立入検査や安全指導等により、引き続き、維持管理の徹底を図るとともに自主保安体制の推進を行う必要がある。[消防局]

(2) 災害廃棄物の適正処理体制の推進

「京都市災害廃棄物処理計画」に基づき、大規模な災害発生時においても、災害廃棄物を迅速・適正かつ安全で衛生的に処理し、生活環境の確保と一日も早い復旧・復興を図るため、適正な処理のための体制づくりを推進する必要がある。[環境政策局]

(3) 再 1-1 火災予防・消防活動体制の充実

(4) 危険情報収集・提供体制の充実

災害発生時に、市民や観光客等が必要な情報を確実に受け取り、的確な行動を取ることができるよう、緊急速報メール、京都市防災ポータルサイト等を活用しながら、効率的かつ効果的に情報を収集・集約・伝達する環境を構築する必要がある。[行財政局]

7-6 農地・森林等の被害による国土の荒廃

(1) 農地・農業用施設の保全管理の推進

園芸ハウスの補強対策や、農業用水路やため池等の農業用施設の適切な維持管理と遠隔操作等が可能な設備の導入を進めることで、台風や集中豪雨等、自然災害による被害防止に努める必要がある。〔産業観光局〕

<現状値>

- ・農業用施設整備件数 121 件（令和 3 年度）（産業観光局）

(2) 健全な森づくりの推進

市域の森林が森林所有者により適切に経営管理が行われるよう努めるほか、自然災害による倒木等の跡地再生や未然防止対策への支援を通じて、災害に強い森づくりを進める必要がある。〔産業観光局〕

(3) 再 1-4 土砂災害対策の推進

7-7 原子力発電所の過酷事故による放射性物質の放出・拡散

(1) 原子力発電所事故への対応の実効性の向上

原子力災害対策に関わる計画に基づき、情報収集・連絡体制の整備、災害対策本部の設置・運営方法の整備等を進めるとともに、訓練・研修等を引き続き実施し、計画の実効性を確保する必要がある。〔行財政局〕

<現状値>

- ・放射性物質や原子力防災に関する基本的な内容に係るリーフレットの市民配布部数 89,500 部（うち多言語版 17,400 部）（平成 24 年度～令和 3 年度）（行財政局）
- ・避難マニュアルの検証及び原子力防災訓練の実施回数 2 回／年（令和 3 年度）（行財政局）
- ・原子力防災に関する基礎知識や測定機器の操作方法等の習得を目的とした職員への研修の実施回数 1 回／年（令和 3 年度）（行財政局）
- ・広域避難受入れを実施する際に対応業務を担う職員への研修の実施回数 2 回／年（令和 3 年度）（行財政局）

7-8 大規模災害と感染症のまん延が同時期に発生することによる社会生活機能の停止

(1) 再 2-6 保健活動、衛生管理の充実

(2) 再 2-5 応急医療体制の整備の推進

(3) まん延防止のための情報発信

感染状況や経済情勢等を踏まえた適切な対策に時期を逸することなく取り組むとともに、市民や事業者に対して必要な情報発信を行う必要がある。〔行財政局、保健福祉局〕

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

(1) 再 7-5 災害廃棄物の適正処理体制の推進

8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

(1) 大規模な災害からの復興

地域の社会経済活動への影響を踏まえつつ、国や府との適切な役割分担のもと、可能な限り迅速かつ円滑に被災者の生活再建や経済の復興等を図る必要がある。

〔行財政局、各局区等〕

(2) 障害物の除去方針・体制整備の推進

災害発生後の道路や河川における障害物除去作業の応援要請体制や、障害物の除去方針、処分体制の整備を進める必要がある。[建設局、環境政策局]

(3) 生活再建等に向けた体制整備の推進

住家被害認定調査や、り災証明書の交付等が迅速に遂行できる体制の整備、強化を図るとともに、避難所となった学校の早期の授業再開に向けて、防災訓練等を通じた日常的な学校と地域との関係強化を図る必要がある。

[行財政局、都市計画局、消防局、区役所・支所、教育委員会]

(4) 地域防災の担い手育成

災害時にリーダーとして活動できる人材育成を図り、地域における防災の担い手づくりを進める必要がある。[各局区等]

(5) 再 2-1 防災に関する教育・訓練・啓発の強化

8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

(1) 再 1-3 総合的な浸水対策の推進

(2) 再 1-3 河川、下水道施設の整備、維持管理

8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

(1) 文化財の災害予防対策の推進

「文化財所有者のための防災対策マニュアル」や「文化財（美術工芸品等）の防災に関する手引」に基づく防災対策の一層の推進と防災訓練の継続実施等による実効性の向上を図る必要があるとともに、文化財への立入検査等の機会を通じて、文化財の防火・防災対策の更なる充実を図る必要がある。[文化市民局、消防局]

(2) 被災文化財等への対応体制整備の推進

災害発生時に文化財関係の行政機関相互での情報共有が円滑に図れるよう、体制の強化を図るとともに、復旧・復興時における文化財の紛失、破損、滅失等が発生しないように対策を検討する必要がある。[文化市民局]

＜現状値＞

・（再掲）文化財に関する火災件数 0 件（令和 3 年度）（消防局）

(3) 再 1-1 住宅・建築物等の耐震化・不燃化の一層の推進

(4) 再 1-1 災害に強い市街地の整備推進

(5) 再 2-3 災害に強い地域コミュニティづくりの推進

(6) 再 1-1 火災予防・消防活動体制の充実

(7) 再 3-1 警察等との連携体制の強化

(8) 再 2-1 避難所運営体制の充実

(9) 再 8-2 生活再建等に向けた体制整備の推進

8－5 住宅再建や事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

- (1) **再 8-2** 大規模な災害からの復興
- (2) **再 8-2** 地域防災の担い手育成
- (3) **再 8-2** 生活再建等に向けた体制整備の推進
- (4) **再 4-2** 緊急広報の実施体制及び総合的窓口情報の提供体制の充実

8－6 風評被害の信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による京都市経済への甚大な影響

(1) 観光業等の風評被害対策の体制づくりの推進

災害発生簿の風評被害を防ぐため、京都観光の安全性を国内外に正確に情報発信する体制づくりを推進するとともに、平時から、京都市における災害対策について啓発していく必要がある。[産業観光局]

- (2) **再 5-1** 企業等における事業継続体制の確立に向けた支援
- (3) **再 5-5** 関係機関と連携した金融支援体制の強化